

平成27年度 第1回五城目町防災会議

とき 平成27年12月15日(火)
午後2時00分～
ところ 五城目町役場2階 正庁

— 次 第 —

司会進行:住民生活課課長補佐 佐々木正人

1. 開会

2. 委嘱状の交付

3. 会長(町長)あいさつ

4. 報告事項

- (1) 本日に至る経緯について
- (2) 防災会議条例の改正(H27年9月)について

5. 協議

- (1) 五城目町防災会議運営規程の制定について
- (2) “現”五城目町地域防災計画(H22年2月修正)について
- (3) 五城目町の災害対策の現状について
- (4) “新”五城目町地域防災計画の主な修正点について
- (5) 今後のスケジュールについて
- (6) その他

6. その他

- ・今後の予定等

7. 閉会

(1) 本日に至る経緯について

①東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日）

・以降、東日本大震災への対応が続く…

②災害対策基本法の改正（【第1弾】平成24年6月）

（【第2弾】平成25年6月）

【主な改正内容】

- ア. 防災会議の委員として、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
- イ. 広域避難に対する被災住民の受入れに関する調整規定を創設
- ウ. 高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮する者の名簿作成
【避難行動要支援者名簿】個人情報の目的外使用が可能。
- エ. 災害の種類に応じた避難場所の指定【指定緊急避難場所】
- オ. 災害の種類に応じた避難所の指定【指定避難所】
- カ. 被災者に対する支援状況等の情報の一元管理【被災者台帳】
- キ. 「減災」の考え方を導入
- ク. 業務継続計画（B C P）の作成
- ケ. 住民の生活必需物資の備蓄
- コ. 地区防災計画の作成 など。

③秋田県地域防災計画の修正（平成26年3月）

④【第2次】五城目町地域防災計画（平成22年2月修正）以降5年以上経過

～五城目町地域防災計画の修正が必要～

(2) 防災会議条例の改正（H27年9月）について

○五城目町防災会議条例

昭和38年12月25日五城目町条例第21号

最終改正

平成27年9月25日条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、五城目町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 五城目町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて五城目町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に、事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関のうちから町長が任命する者
 - (2) 秋田県知事の部門のうちから町長が任命する者
 - (3) 秋田県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部門の職員のうちから指名する者
 - (5) 五城目町の教育委員会の教育長
 - (6) 五城目町の消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項に規定する委員の定数は、34人以内とする。
- 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、五城目町の職員、関係指定公共機

関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年12月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年10月9日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月22日条例第23号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(昭和26年法律第76号。以下「改正法」という。)附則第2条第1項の場合においては、この条例第1条の規定による改正後の五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は適用せず、この条例第1条の規定による改正前の五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の規定は、なおその効力を有する。

(五城目町防災会議条例の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項の場合においては、この条例第3条の規定による改正後の五城目町防災会議条例第3条第5項第5号の規定は適用せず、この条例第3条の規定による改正前の五城目町防災会議条例第3条第5項第5号の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

五城目町防災会議条例（昭和38年五城目町条例第21号）
新旧対照表

改正後	改正前
(所掌事務) 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) (略) (2) 町長の諮問に応じて五城目町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 (3) 前号に規定する重要事項に關し、町長に意見を述べること。 (4) (略)	(所掌事務) 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。 (1) (略) (2) 五城目町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報報を収集すること。
(会長及び委員) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(7) (略) (8) <u>自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者</u> のうちから町長が任命する者	(会長及び委員) 第3条 (略) 2～4 (略) 5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。 (1)～(7) (略)
6 (略) 7 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。 8 (略)	6 (略) 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。 8 (略)
(専門委員) 第4条 (略) 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、五城目町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。 3 (略)	(専門委員) 第4条 (略) 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、秋田県の職員、五城目町の職員、関係地方公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
附 則 この条例は、公布の日から施行する。	(1/1)

協議事項（1）

五城目町防災会議運営規程の制定について

五城目町防災会議運営規程を制定する。

平成27年12月15日提出

五城目町防災会議

会長 渡邊 彦兵衛

(以下別紙)

提案理由

本案は、五城目町防災会議条例の第6条の規定により、会長の職務代理者や代理出席など、防災会議の運営について必要な事項を定めた運営規程を制定するものである。

(案)

五城目町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、五城目町防災会議条例（昭和38年12月25日五城目町条例第21号以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、五城目町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 条例第3条第4項の規定により、会長の職務を代理する委員は、副町長をもって充てる。

(招集)

第3条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。
- 3 会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、関係の委員に通知しなければならない。
- 4 前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(議事手続)

第4条 会議の議事は、会長が主宰する。

- 2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見をきくことができる。

(会議の記録)

第5条 会長は、議事録を作成しておかなければならぬ。

- 2 議事録には、次の事項を記載しなければならぬ。
 - (1)会議の日時及び場所
 - (2)出席した委員の職名及び氏名

(3) 議題及び概要並びに議決事項

(4) その他必要と認める事項

(委任)

第6条 会議は、条例第2条第1項の所掌に属する事務の一部を会長に委任することができる。

2 会長は、委任を受けた事務を処理したときは、会議に報告しなければならない。

(専門委員)

第7条 専門委員は、調査の結果を報告することができる。

(部会)

第8条 部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、住民生活課において処理する。

附 則

この規程は、平成27年12月15日から施行する。

協議事項（2）

（2）“現”五城目町地域防災計画（H22年2月修正）について

現在の地域防災計画は、平成22年2月に修正したもので、本町の計画としては【第2次】にあたります。計画の構成は以下のようになっております。

五城目町地域防災計画

【一般災害対策編】

第1章 総則 (P1 ~ 11 : 全11P)

※目的、防災会議、風水害等の災害想定など。

第2章 災害予防計画 (P12 ~ 69 : 全58P)

※防災知識の普及計画など24項目。

第3章 災害応急対策計画 (P70 ~ 163 : 全94P)

※災害対策本部、職員の動員など含む30項目。

第4章 災害復旧計画 (P164~177 : 全14P)

※町民に対する各種支援金含む6項目。

【震災対策編】

第1章 総則 (P1 ~ 15 : 全15P)

※目的、防災会議、地震災害の災害想定など。

第2章 災害予防計画 (P16 ~ 34 : 全19P)

※防災知識の普及計画など24項目。震災に特化した項目3項目含む。

第3章 災害応急対策計画 (P35 ~ 84 : 全50P)

※災害対策本部、職員の動員など含む27項目。震災に特化した項目1項目含む。

第4章 災害復旧計画 (P85 ~ 86 : 全 2P)

※町民に対する各種支援金含む6項目。

【資料編】

(P1 ~167 : 全167P)

修正にあたっては、未曾有の被害をもたらした東日本大震災への対応から得られた教訓を盛り込み、今後の大規模災害に備える必要があります。加えて、見やすく分かりやすい計画の構成となるよう心がけたい。

協議事項（3）

（3）五城目町の災害対策の現状について

本町では近年、多数の死傷者が発生するような大規模な災害は、幸いなことに発生していない状況である。平成に入ってから発生した災害を見ると「風水害」「雪害」「火災」がほとんどで、数名の重軽傷者と死亡1名が出ている。死亡の1名は、平成18年1月5日に発生した大雪にともなうものである。

実際に発生している災害の中で、最も発生頻度があり心配されるのは大雨による「水害」であり、数年に1回程度の頻度で河川が氾濫し、床下・床上浸水、田畠の冠水などの被害が発生している状況。災害対応については、必要に応じて災害対策本部等を立上げ、河川の水位の警戒・避難誘導などにあたり、水が引いた後には住宅周辺の消毒作業、使用できなくなった家財道具の臨時回収などの対応にあたってきた。

また、この大雨による災害で心配されるのが「土砂災害」であり、幸いな事に本町では住家を巻き込む大きなものは発生していないが、気象状況の変化による全国的な「土砂災害」への警戒は、山間部に住宅が多い本町としても見過ごすことはできない重要なところと考える。

なお、上記の「水害」については、定期的に災害対応の経験があるが、災害予防として日頃の訓練が実施されていない状況であり、総合的な訓練だけでなく災害対策本部の各部班の個別の訓練も必要な状況と捉える。また、平常時から取組むべき役場各課室の災害予防業務についても十分とは言えない状況であり、防災の統括課である住民生活課でサポートなどが必要と考える。

協議事項（4）

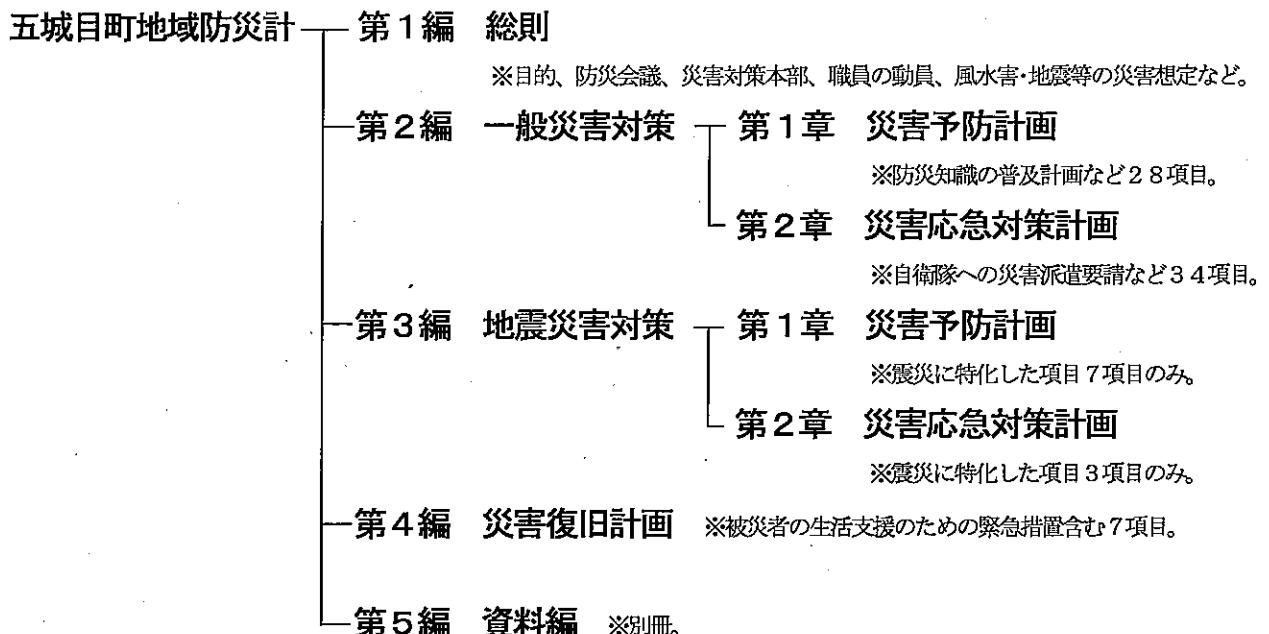
（4）“新”五城目町地域防災計画の主な修正点について

新しい地域防災計画の作成にあたっては、大きくは以下4つの内容を加味した計画となるように作成を進めます。

- ①【第2次】町地域防災計画（H22年2月修正）をベースにします。
- ②H23年3月11日からの東日本大震災を教訓に改正された、災害対策基本法に対応。
- ③H26年3月に修正された秋田県地域防災計画に対応。
- ④本町の地域の状況、役場の業務状況、現状で災害発生した場合の各課室の対応の状況などにすり合わせた計画づくり。

① 新しい五城目町地域防災計画の構成について

- ・【一般災害対策編】と【震災対策編】を再編整理・統合します。
- ・地震災害に関する内容も基本的には「一般災害対策」へ記載し、特化するものののみを「地震災害対策」へ記載します。
- ・「災害復旧計画」については、一元化します。



※この他の主な修正点については、当日資料を配付し説明いたします。

協議事項（4）

（4）“新”五城目町地域防災計画の主な修正点について

② 計画に盛り込むべき具体的な修正点について

本町においては、秋田県の地震被害想定調査（平成25年8月）で「津波の被害はなし」であり、また、火山による被害はなしとして考えることとし、以下の主な修正点【項目1】～【項目5】について、計画に盛り込むこととする。

【項目1】東日本大震災を踏まえた地震対策の抜本的な強化

（ア）地震動被害の軽減

※建築物の耐震性強化、インフラ・ライフラインの耐震性強化、防災業務従事者の安全確保。

（イ）災害時の情報提供の充実

※多様な情報伝達手段を活用した確実な情報伝達、安否情報の収集・伝達、各種防災システムへの非常用電源確保等。

（ウ）備蓄体制の強化

※県計画の共同備蓄品目による。

（エ）交通機能の確保

※緊急輸送道路ネットワーク計画（県では見直しを検討中）について記載。

（オ）避難所の機能強化等

※女性の視点を取り入れる、要配慮者への配慮、避難所の環境整備、避難所以外の場所に滞在する被災者への支援など。

（カ）大規模停電への備え

※非常用電源、燃料の確保等。

【項目2】大規模広域災害時における被災者対応等の強化

（ア）県境等を越えた被災住民の受け入れ

※被災者の受入及びニーズに応じた支援の実施、住宅応急対策計画（応急仮設住宅の建設候補地の選定など）。

（イ）広域防災拠点等の整備

※広域応援隊の受入を想定したベースキャンプ場所、二次物資集積拠点。

（ウ）自治体間の相互支援

※県及び県内市町村の協定等、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成。

（エ）医療体制の整備

※医療体制の整備。

（オ）行政機能の維持・確保等

※業務継続計画（BCP）の策定、遺体処理・埋火葬等の協力体制の整備、震災廃棄物の再資源化と広域処理、廃棄

物処理に係る体制整備。

【項目3】最近の災害等を踏まえた防災対策の見直し

(ア) 最近の風水害・雪害等を踏まえた対策

※避難勧告等の発令基準と確実な伝達、除排雪体制の整備等、土砂災害危険箇所の周知。

(イ) 帰宅困難者対策

※毛布等の防寒用品及び飲料水等の物資の提供、安否確認方法等の広報。

(ウ) 防災意識向上にための普及啓発

※教育活動全体を通じた防災教育の実施、住民による災害教訓伝承など。

【項目4】その他

(ア) 防災の基本理念の明確化

※「減災」の考え方の明示、国・地方公共団体・事業者・住民等各主体が一体となった防災対策の推進等。

(イ) 安全な避難の確保及び被災者保護対策の改善

※指定避難場所・避難所の位置付け、罹災証明書の発行、被災者台帳の作成。

(ウ) 平素からの防災への取組の強化

※民間団体との協定締結等の推進。

(エ) 大規模な災害からの円滑かつ迅速な復興

※復興計画の策定と計画的な復興。

(オ) 多様な主体の参画による計画策定、訓練実施等

※自主防災組織の参画、学校、企業との連携。自主防災組織の責任のある地位への女性の起用。

(カ) 複合災害発生時の対応

※対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入等。

(キ) 水害予防計画

※洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップの作成。

(ク) 広報情報の充実

※避難勧告等発令状況、燃料油に関すること、避難経路に関すること。

(ケ) 原子力施設災害対策

※放射線に関する健康相談等。

(コ) 災害復旧支援

※地震保険の普及促進。

【項目5】五城目町の独自の視点

(ア) 被害想定の見直し

※秋田県地震被害想定(平成25年8月)より、パターン(4)天長地震(M=7.2、震度6強)を想定。

(イ) 災害対策本部等の設置基準の見直し

※災害対策準備室(第1配備)を追加(計第4配備)など。

(ウ) 災害対策本部等の組織図の見直し

※本部会議等を明確に表示など。

(エ) 災害対策本部等の各課室の事務分担の見直し

※できるだけ通常業務の延長として災害対策業務を実施できるように配慮。

(オ) 災害対策本部等への職員の動員の見直し

※第1～4配備まで、段階的な職員の動員。

(カ) 単独消防としての立場で記載

※計画内容については、単独消防としての内容で記載。

(キ) 災害対応における責任の明確化のため担当課室、関係機関等を明記

※目次及び各項目には、担当する課室名、関係機関等を明記。災害応急対策計画には、災害対策本部の部班も併記。

協議事項（5）

（5）今後のスケジュールについて

年	月	県や防災会議など	役場内の各課室
H27	11月中旬	・町防災計画【原案】が完成	【原案】完成
	12月上旬	・【原案】について県と事前の任意協議を実施中	・【原案】の修正・追記等について作業を依頼中 ・資料編データ更新を依頼
	12月15日	◆第1回防災会議 ・改正ポイントなど説明 ・会議運営規程の整備	
	12月末	・県との任意協議終了	・各課室との調整終了
H28	1月中	・【素案】を基に、町防災計画【案】が完成	【案】完成
	2月中	◆第2回防災会議 ・【案】項目など説明・協議	
	3月中	◆第3回防災会議 ・【案】について協議	完成
	4月以降	・知事へ報告 ・要旨の公表 ・防災計画印刷	